

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年4月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500559号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600014号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和5年6月30日から同年7月11日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

令和5年6月30日から同年7月11日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年6月30日から同年7月11日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和5年6月30日から同年7月11日まで

令和5年4月1日から同年7月中旬までA社に正社員として勤務した。明細書では請求期間に係る厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録では当該期間の加入記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主の回答、請求者に係る雇用保険の加入記録、請求者が提出した同社の給与明細書及び令和5年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は請求期間において同社で正社員として勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社における令和5年5月の標準報酬月額及び給与明細書で確認できる請求期間に係る厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間に係る厚生年金保険料を納付したか不明である旨回答しているが、事業主が提出した請求者に係る健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が令和5年6月30日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者に係

る同年6月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500638号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600015号

第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を36万8,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月14日

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及びA社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書から判断すると、請求者は平成30年12月14日に標準賞与額36万8,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500639号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600016号

第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を30万6,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにA社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成30年12月14日に標準賞与額30万6,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。